

## 議案第 77 号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 20 年 6 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成 20 年川崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 章第 1 節中第 5 条の次に 1 条を加える改正規定中「川崎市川崎区砂子 1 丁目 10 番地 2」を「川崎市高津区二子 6 丁目 14 番 10 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者更生相談所の移転先を変更するため、この条例を制定するものである。